

**「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」等の
一部改正に係る意見募集の結果について**

令和4年2月17日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人1社、3件

No	ご意見等	本会の考え方
【不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議】		
別表5 (9) 投資口に関する事項		
1	「発行済投資口の総口数の総数に対する所有口数の割合(%)」につき、「発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の割合(%)」とするべきではないでしょうか。	ご指摘をいただいた点につきまして修正しました。
【投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則】		
2	第22条(19)・第26条(19)・第29条(19)・第34条(19) →いずれも「長期修繕計画のために積立た金銭長期修繕計画に基づいて～」となっていますので、「長期修繕計画のために積立た金銭」で改行するべきと思います。	ご指摘をいただいた点につきまして修正しました。
【趣旨骨子】		
3	Ⅲ 主な改正等の内容(1)ロ 「広告」→「公告」となるものと思います。	ご指摘をいただいた点につきまして修正しました。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。